

子どもは待っています 先生のアたたかい手を

～暴力行為を起こす児童生徒の立ち直りに向けた望ましい支援～



児童生徒を取り巻く家庭や社会環境の変化に伴って、児童生徒の問題行動の背景は複雑かつ多様なものとなっており、いずれの小・中学校においても深刻かつ重大な事案が起こる可能性があります。

こうした状況下にあっては、教職員一人一人が危機意識を持って日々の教育活動を進めるとともに、暴力行為を繰り返す児童生徒、あるいは深刻かつ重大な事案を起こした児童生徒に対しては、関係機関等と緊密な連携を図りながら的確に対応する必要があります。

児童生徒の思いに寄り添いながら、時間をかけてあたたかく支え続ける教職員の姿勢こそが、ひいては当該児童生徒を立ち直りへと導くと考えます。

本資料では、そうした児童生徒への望ましい対応と支援を事例とともに紹介します。

平成24年3月
香川県教育委員会



暴力行為を繰り返す児童生徒への対応と支援

暴力行為を繰り返す児童生徒の特性や抱えている背景についての理解を深めるとともに、日々の教育活動を通じて、望ましいかかわりを重ね、児童生徒及び保護者との信頼関係を築いておくことが大切です。

また、暴力行為発生時の対応について日頃から学校内で十分に協議し全教職員が共通理解しておきましょう。実際に事案が発生した場合には、迅速かつ的確な対応が重大化を防ぎます。



感情を抑制できなくなる兆しが見られたら、まずは落ち着かせましょう

◆基本的な対応例

- ①周囲からの刺激によって一層感情が高ぶらないよう、教室の中から出すなどして雰囲気を変えましょう。
- ②何に怒っているのかを傾聴し、感情の鎮静化に努めましょう。
(今、当人は感情がコントロールできなくなっている存在であるということ意識することが大切です。強い調子での説得や指導は、かえって感情を逆撫でしかねません。)
- ③当該児童生徒が落ち着いた時、何に怒りを感じたのかは理解できることと、だからといって人を殴ったり物を壊したりすることは許されないことを具体的に話して聞かせましょう。



暴力行為発生時の校内体制を整え、全教職員で共通理解しましょう

授業中、児童生徒が級友の言動に激高し暴力を振り始めたら、だれがどのように対応するのか。

こうした緊急時に備え、教職員の動きをあらかじめ決めておく必要があります。

特に、小学校では、授業中に対応できる教職員が手薄です。加害児童、被害児童、学級(授業)が放置されないよう留意しなければなりません。

事例1:すべての教職員が協力する体制を整える

ある小学校では、次のような体制を整えています。

- 割当表に基づいて、授業時間や昼休み等に校内巡視を行う。
- 暴力行為等発生時には、気付いた者全員が駆けつけ、行為を制止する。場合に応じ、授業者は巡回担当や近隣の教員を呼ぶ。事前に決めている別室で、当該児童を個別指導する。



指導の基準とその適用について、教職員が共通理解し、児童生徒・保護者に周知しましょう

一貫性をもって、毅然とした粘り強い生徒指導を行うためには、学校のきまりに対する指導の基準をあらかじめ明確化し、その適用(具体的指導)について全教職員の共通理解を図ることが重要です。

また、指導の基準については、あらかじめ児童生徒に説明し日々の指導に生かしたり、保護者に文書等で周知し共通理解を図ることで、家庭における指導と結んだりすることが大切です。

事例2:問題行動の指導に関する規定を定める

ある中学校では、以下の規定に基づいて指導しています。

レベルS	1:暴力・脅迫・恐喝、2:器物・建造物損壊、3:薬物乱用
レベルA	4:授業妨害、5:いじめ、6:飲酒・喫煙
レベルB	7:服装違反、8:携帯電話使用、9:禁止場所立入・・・
レベルC	13:粗暴な態度、14:校内徘徊、15:その他、16:累犯

S-1[暴力・脅迫・恐喝]:指導方法はウ~カ。被害者には・・・

(総 則)レベルS、A:生徒指導委員会で協議

指導方法と指導者を校長が決定

レベルB、C:指導方法と指導者を学年主任が決定

(方 法)ア:説諭 イ:反省文 ウ:保護者同席の説諭と家での反省文

エ:別室での学習 オ:関係機関への届出 カ:警察への通報

(指導者)①担任・授業者、②学年主任、③生徒指導主事、④教頭

◆関係通知文

「児童生徒の問題行動等への対応の在り方に関する点検について」平15.7.22 文部科学省初等中等教育局長通知

「児童生徒の規範意識の醸成に向けた生徒指導の充実について」平18.6.5 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知

「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」平19.2.5 文部科学省初等中等教育局長通知

学校だけの対応で指導を完結することが困難な場合には、関係機関等との連携が重要です。



専門家をまじえたケース会議を通して、児童生徒の理解を深め、特性に応じた支援をする

児童生徒によっては、教職員の支援にかかわらず、学校生活に不応を起し、怒りや困惑が暴力行為などに繋がってしまう場合があります。

こうした児童生徒について、ケース会議や巡回相談等の機会に専門家から得たコンサルテーションを、当該児童の心を安定させる効果的な支援に結び付けることが考えられます。

【参考】

県教委では、巡回相談を実施したりスクールカウンセラーを配置したりしています。相談窓口を設けている関係機関や市町教委もあります。

事例3:医師の助言によりよいかかわりを見つける

ある小学校では、一人の児童が、担任の指導に従わないばかりか、指導に対し苛立ちを抑え切れず、担任への暴言や授業妨害を始めました。

そこで、精神科医を招き、学校生活の様子を観察いただいた上で、事例検討会を開催しました。

その後、医師のアドバイスを踏まえたかかわり方を全教職員で共通理解してかかわったところ、当該児童の苛立った態度は見られなくなり、意欲的な学校生活が送れるようになりました。



様々な人材を活用して、校内秩序を維持・回復し、個別指導を充実する

問題行動が特定の児童生徒にとどまらず、影響を受けた集団による器物損壊等の暴力行為や、授業妨害や徘徊、喫煙や飲食によって学校の秩序が維持できない状況に陥る場合があります。

校内巡視などにより教職員の指導をサポートする人材を確保することで、暴力行為等問題行動の抑止に結び付けることが考えられます。

【参考】

県教委では、申請のあった小・中学校にスクールサポートチーム(SST)を派遣しています。市町教委が支援員や補助員を配置している学校、保護者や地域住民の協力を得ている学校もあります。

事例4:SSTと連携して徘徊・喫煙を防ぐ

ある中学校では、学年を問わず複数名の男女が授業に入らず校舎内外の至る所で喫煙し、教職員の指導に対する暴言・暴力もしばしば見られました。

そこで、派遣されたサポートチームと打合せを行い、教職員はどのような指導を行うか、サポートチームはそれをどのように支援するかを共通理解した上で、団結して指導に当たりました。

その結果、徘徊や喫煙は激減し、対教師暴力、生徒間暴力は発生しなくなりました。



関係機関との情報連携・行動連携により、児童生徒を取り巻く環境を改善する

児童生徒によっては、暴力行為を繰り返す要因が当人を取り巻く家庭環境や保護者のかかわり方にある場合があります。

学校は市町の福祉関係機関や児童相談所、警察署等と連携して当人を取り巻く環境に働きかける必要がありますが、それらの総合的なコーディネート役の存在が一層効果を高めると考えられます。

【参考】

県教委では、児童福祉を専門とする学校支援アドバイザーを派遣しています。各地域では、児童虐待、非行等の要保護児童を適切に保護するための「要保護児童対策地域協議会(要対協)」が組織されています。

事例5:よりよい支援のアドバイスをもらう

ある中学校では、一人の生徒が、級友に頻りに暴力を振るいました。そして、その指導の過程で、家庭内での虐待のおそれがうかがえました。

そこで、中学校は、市町教育委員会と協議の上、各機関への相談を行うとともに、学校支援アドバイザーに各機関の機能や措置、学校として望ましい働きかけについてアドバイスをもらいました。

その結果、当該生徒への要保護児童としての対応や家庭の環境改善への働きかけに結び付きました。

◆関係通知・法規

「学校と関係機関等との行動連携を一層推進するための取組について」 平16.5.11 文部科学省初等中等教育局長通知
「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」 平22.3.24 文部科学大臣政務官通知
児童虐待の防止等に関する法律／児童福祉法(第28条)

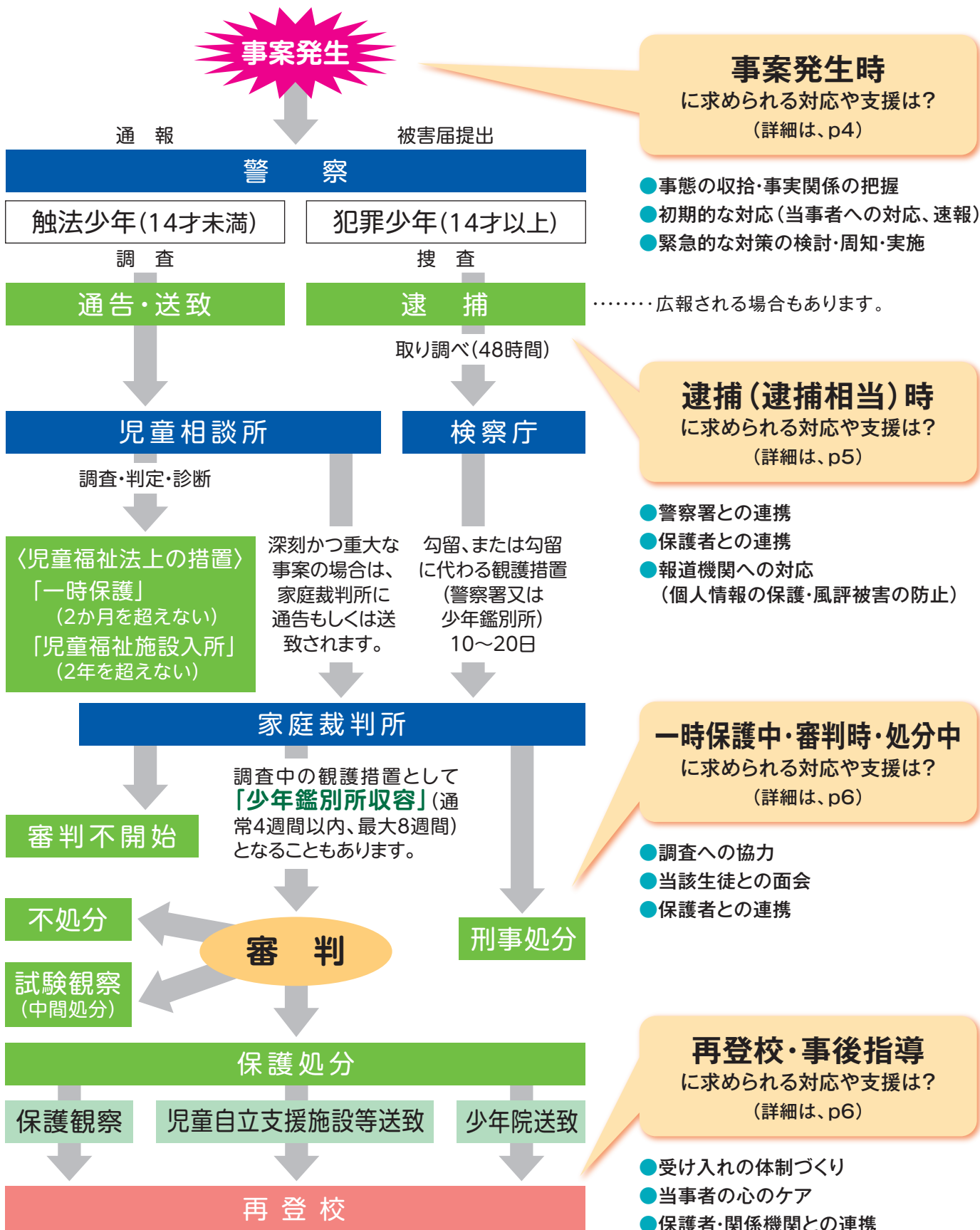


深刻かつ重大な事案を起こした児童生徒への対応と支援

深刻かつ重大な事案の加害者となってしまった児童生徒に対しては、二度と繰り返さぬよう、また、自信や意欲を喪失し自暴自棄な態度に陥らぬよう、当該児童生徒が置かれている立場に応じた対応と支援が望まれます。



逮捕(逮捕相当)の事案における加害者の処遇の流れを理解しておきましょう



事案発生時 に求められる対応や支援

事案は様々な状況で発生します。あわてることなく、組織的に迅速かつ的確な対応ができるよう、体制を整えておくことが大切です。また、事案が発生した場合には、管理職は、①全体の状況の把握、②教職員への的確な指示、③関係機関への報告を迅速に行う必要があります。

事案発生を知る

- 学校内で発生、加害者明確
- 学校の施設・器物が損壊
- 保護者・地域からの通報



事態の收拾、事実関係の把握

- 119番通報、被害者の救護・搬送の必要性を判断
- 110番・生活安全課への通報の必要性を判断
- 現場に複数教職員を急行させ、事実を確認

◆ 現場対応教職員の役割

- ① 現場の混乱を鎮静化する
- ② 迅速かつ的確に事実を確認し管理職に連絡する
- ③ 関係児童生徒を把握し、救護や感情の鎮静化に向け別室に誘導する



初期的な対応

- 市町教育委員会への速報
- 関係児童生徒からの聞き取り
- 加害・被害児童生徒の保護者への連絡
※ 早目に、何が起り(怪我の程度)、学校は今どのように対応しているのかを連絡します。そして、詳細について、後に再度連絡する旨を伝えます。



緊急的な対策の検討・周知・実施

- 緊急生徒指導委員会の開催
- 市町教育委員会への報告
※ 随時、電話等で連絡を入れ、状況を伝えるとともに指導・助言を得るようにします。また、速報や報告書の様式にそって文書にもまとめ、報告します。
- 加害・被害児童生徒及び保護者への説明・指導
- 関係機関との連携
※ 連携を要する警察、医療機関、児童相談所、学校園、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポートチーム等に連絡します。
- 児童生徒や保護者への説明
※ 上記緊急生徒指導委員会での決定に基づいて、一般の児童生徒や保護者に対して事案の内容や学校の対応方針等を説明します。

ポイント:躊躇することなく通報する

以下の場合には、現場をそのまま残して、警察への連絡が必要です。

- ◆ 事案の重大さが、学校で対応する限界を超えている
- ◆ 通報の遅れが事態の悪化を招くと考えられる

ポイント:5W1Hを正確に把握する

現場対応教職員は、以下の6点について管理職に報告し、管理職がそれを記録します。

- ◆ WHEN: いつ
- ◆ WHERE: どこで
- ◆ WHAT: 何が起きたのか
- ◆ WHO: 誰が関係しているのか
- ◆ WHY: なぜ起きたのか
- ◆ HOW: 現在はどんな状況か

ポイント:複数の教職員で聞き取る

聞き取りをする際には、関係児童生徒を個々に分け、それぞれ複数の教職員が担当して、記録を取りながら、事実確認を行います。

ポイント:今後の対応と支援について協議する

事実を共通理解し、初期的な対応に落ちがないか確認した上で、以下の点について、今後の対応や支援について協議します。

- ◆ 基本的な対応や指導の方針
- ◆ 役割分担(窓口・記録・指導・関係機関担当)
- ◆ 関係児童生徒及び保護者への説明・指導
- ◆ PTA役員・一般保護者への説明・協力依頼

ポイント:学校の方針を伝える

緊急生徒指導委員会で決定した方針に基づき、関係児童生徒の保護者に対して、複数の教職員で、事情を正確に説明し事実関係を納得を得た上で、学校の対応方針を説明します。

被害児童生徒の保護者が、被害届の提出を申し出た場合は、警察署生活安全課に出向くよう伝え、警察にも事前にその旨を伝えておきます。

逮捕(逮捕相当)時に求められる対応や支援

逮捕の際には、警察から保護者と学校に対して連絡があります。また、原則として、その内容は、報道機関へ広報されます。学校は、市町教育委員会の指導の下、警察や保護者と連絡を取り合い、当該児童生徒をはじめ関係者の個人情報の保護や風評被害の防止に努めるとともに、他の生徒や地域住民の動揺を招かないように対応することが大切です。



警察との連携

逮捕事案及び強制措置を伴う通告事案は、「香川県学校・警察相互連絡制度」に基づく対象事案であることから、通常、逮捕の一報が入るので、状況の把握に努めます。逮捕後、警察から右の事項等が広報される場合もあります。

また、警察から照会があったときは、市町教育委員会と協議の上、捜査に協力します。

広報される主な事項

- 罪名
例) 窃盗、傷害など
- 容疑者
住所(〇〇市在住)や、
学年、年齢、性別など
- 逮捕日
- 逮捕された理由
(いつ、どこで、どのようなことをしたのか)

事例6:生徒指導主事が警察に出向く

ある中学校では、生徒指導主事が、日頃から最寄りの警察署の生活安全課を訪ね情報連携を進めています。

生徒逮捕の一報が入ったときも、校長の指示を受け、市町教育委員会の担当者とともに生活安全課に出向き、状況をうかがいました。

また、警察からの学校生活の様子や生徒指導の状況の照会を受け、市町教育委員会の了解を得て回答しました。



保護者との連携

逮捕の一報後、保護者に連絡を取り、事態を把握しているかを確認します。その際、保護者の動揺を受け止め、連携し合える関係を築くことが大切です。

事例7:立ち直りに向けての思いを共有し合う

ある中学校では、級友への暴行による逮捕事案が発生し、当初、保護者には、「逮捕までされなくても」という思いがありました。

学級担任や生徒指導主事が家庭訪問を繰り返し、保護者の当該生徒を心配する心情に寄り添うとともに、ぜひ立ち直ってほしい、今後連絡を取り合っていきたいという教職員の思いを伝えることで、信頼関係を深められました。



報道機関への対応(個人情報の保護・風評被害の防止)

事案の内容によっては、報道機関からの取材があります。

取材には、正確な情報の提供が大切で、安易に「そんな事実はない」と断言せず、確認できていないことは「確認中です」と答えるようにします。

また、報道を知った児童生徒や保護者に対しても、事情を説明する必要があります。

事例8:窓口を一本化する

ある事案では、市教育委員会に取材の対応窓口を一本化しました。
また、取材に対して、当該生徒の在籍校も他校も「そのことについては、市教委がお答えしますので、そちらにお問い合わせください。」と回答しました。

事例9:正確な受け答えに努める

ある小学校では、取材が殺到したので、即答したりその都度対応したりすることをやめ、市町教育委員会と相談の上、取材の時間を設定しました。そして、当該児童のプライバシーや人権に十分配慮した説明資料や想定問答等を準備した上で、対応しました。

事例10:生徒や保護者に説明する場を設ける

逮捕の報道に、生徒や保護者の動揺や風評の広がりが心配された中学校では、生徒には翌朝の全校集会、保護者には保護者会で事情を説明しました。



一時保護中・審判時・処分中 に求められる対応や支援



調査への協力 各機関からの協力依頼には、警察との連携同様、市町教育委員会と協議の上、誠実に応じます。



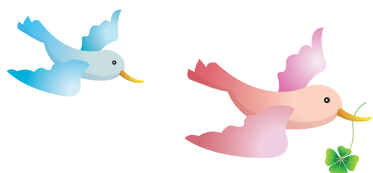
当該生徒との面会、保護者との連携

当該生徒のことを常に気かけ、かかわりの持てる機会を逃さず、励ましの声をかけ続けます。

例えば、少年鑑別所に収容されると、制限された孤独な生活が続きます。当該生徒は、自分の行為を内省する一方で、みんなから見捨てられたのではないかという自暴自棄的な思いが高まります。

立ち直りに向けた気持ちを高めるためにも、保護者に連絡し面会を促したり、教職員が出向きみんな心配していることを伝えたりすることが大切です。

保護者も、今後の学校生活や進路について不安が募ります。定期的に連絡を取り、立ち直らせたいという思いを抱かせる働きかけが望まれます。



事例11:少年鑑別所の担当者との連携する

ある中学校では、担当者と連絡を取り合い、収容後の様子を聞いたり、当人にとって効果的な面会日程を話し合ったりしました。

事例12:保護者の安心と信頼を得る

ある担任は、数日おきに保護者に連絡し、当人を心配する級友の様子や再登校後の支援計画を伝えました。気にかけてくれている、それ自体が保護者の安心と信頼につながりました。

事例13:家庭裁判所での審判に列席する

ある中学校では、審判の際、担当調査官と相談し、関係者として校長と担任が列席しました。当人の決意を確認した上で、その後の学校生活で決意が揺らがぬよう支え続けました。

再登校・事後指導 に求められる対応や支援



受け入れの体制づくり、保護者・関係機関との連携

試験観察や保護観察の処分を受けた生徒の再登校にあたっては、全教職員が一丸となって、学校や学級の中に受容的な雰囲気をつくるのが大切です。職員会議等で、今一度、校内の生徒指導体制や教育相談体制の見直しや再発防止に向けた対策を検討し、具体的内容を決定します。

また、再登校するようになった後は、当人や保護者を励まし続けるとともに、当人の立ち直りをサポートしてくれている児童相談所や家庭裁判所の担当者や保護司等とも定期的に情報交換を行い、連携を継続していきます。

事例14:家庭裁判所の調査官との連携を図る

ある中学校では、試験観察となった生徒への支援について担当調査官と連携し、当人と父親が家庭裁判所に面接に通う中で心理テストをしたり、学校生活の様子を担当調査官に参観してもらったりしながら、よりよい支援を見つけていきました。



当事者の心のケア

事案直後の被害児童生徒、事案を目の当たりにした児童生徒、あるいはしばらく学校を休んでいた加害児童生徒が再登校する際の、当人や被害児童生徒の心の状態を把握し、個々の状況に応じたケアを施していくことが大切です。

事例15:カウンセリングを十分に受けられる状況にする

発生事案にかかわって、複数の生徒の心のケアが必要であると判断した中学校では、同一校区の小学校とスクールカウンセラーの配置時数を調整するなどして対応するとともに、生徒にかかわったカウンセラーから学級担任に対するコンサルテーションの場も設けました。

さぬきの教員
かかわりの三訓

一 共感的に受け止め
二 チームの力で
三 毅然と粘り強く

暴力行為を繰り返してしまったり、深刻かつ重大な事案を起こしてしまったりした児童生徒には、自分に寄り添い、かかわってくれる存在が必要です。

児童生徒の思いを共感的に受け止め、児童生徒を取り巻くみんなが力を合わせ、決して見捨てたりしないという熱意を持って毅然と粘り強くかかわり続けることで、いつか児童生徒は信頼を寄せ、前向きな気持ちを持ってくれるはずです。

先生のあたたかい手を、子どもは待っています。

関係機関の窓口(連絡担当者)を明確にし、日々の連携を図っておきましょう

● 警察・交番・駐在所

香川県警察本部少年課(少年サポートセンター)

TEL:087-833-0110

●8:30~17:00 ※土・日・祝日・年末年始は休み

香川県警察中讃少年サポートセンター

TEL:0877-33-3015

●8:30~17:00 ※土・日・祝日・年末年始は休み

警察署

TEL:

(学警連携の窓口は各署生活安全課です)

交番・駐在所

TEL:

● 市町村

課・室(児童家庭相談窓口)

TEL:

少年育成センター

TEL:

● 児童相談所・福祉事務所

香川県子ども女性相談センター

TEL:087-862-8861

●9:00~21:00 ※日・祝日・年末年始は休み

香川県西部子ども相談センター

TEL:0877-24-3173

●8:30~17:15 ※土・日・祝日・年末年始は休み

福祉事務所

TEL:

TEL:

● サポートステーション(概ね15~39歳までの若者及び家族からの仕事や就職に関する相談に応じています)

かがわ若者サポートステーション

TEL:087-811-5388

●10:00~17:00 ※土・日・祝日・年末年始は休み

さぬき若者サポートステーション

TEL:0877-58-1080

●10:00~18:00 ※日・祝日・年末年始は休み